

[事案 2021-136] 契約者貸付利息免除請求

・令和4年2月7日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明があったことを理由に、契約者貸付を無利息で行うことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成15年12月に契約した米ドル建終身保険2件について、契約時、募集人から契約者貸付に利息は発生せず、積み立てている保険金額から「おろす」と説明を受けたことから、契約者貸付を無利息で行ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に対して、契約者貸付について「利息は発生しない」という虚偽の説明はしていない。
- (2)募集人は、貸付という言葉を使わず、「積立金から引き出せる」との説明を行い、申立人に対して誤解を与えた可能性があるが、契約者貸付に関する募集人の不十分な説明があったとしても、募集人に利息免除を行う権限はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約者貸付を無利息で行うことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。